**第二次大阪府再犯防止推進計画に基づく**

**取組の実施状況**

**目　次**

[１　就労・住居の確保 1](#_Toc193986077)

[(1)　就労の確保 1](#_Toc193986078)

[(2)　住居の確保 2](#_Toc193986079)

[２　保健医療・福祉サービスの利用の促進 3](#_Toc193986080)

[(1)　高齢者又は障がい者のための取組 3](#_Toc193986081)

[(2)　薬物依存症者のための取組 4](#_Toc193986082)

[３　非行の防止等 6](#_Toc193986083)

[(1)　非行の防止 6](#_Toc193986084)

[(2)　修学支援 8](#_Toc193986085)

[４　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援 9](#_Toc193986086)

[(1)　性犯罪者に対する取組 9](#_Toc193986087)

[(2)　ストーカー加害者に対する取組 10](#_Toc193986088)

[(3)　暴力団員の社会復帰に関する取組 11](#_Toc193986089)

[(4)　 薬物依存症者のための取組（再掲）・・・５～６ページ参照 11](#_Toc193986090)

[５　民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進 12](#_Toc193986091)

[６　国、民間団体等との連携強化 15](#_Toc193986092)

[○推進体制 16](#_Toc193986093)

# １　就労・住居の確保

◎計画通り取組を実施した（実施度：80％～）

○概ね取組を実施した（実施度：50％～79％）

×計画通り取組を実施できなかった（実施度：0％～49％）

## (1)　就労の確保

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼協力雇用主による犯罪をした者等の雇用を促進するための措置 |  |
| * 総合評価方式一般競争入札における取組

ハートフル条例第12条の２に基づき、庁舎清掃業務委託契約等の総合評価方式一般競争入札において、大阪保護観察所に協力雇用主として登録した事業者及び保護観察対象者等を雇用した事業者を評価する取組を実施します。【治安対策課、総務委託物品課、発注所管各課】 | 令和６年度に実施した庁舎清掃業務委託契約の総合評価方式一般競争入札において、大阪保護観察所に協力雇用主として登録した事業者及び保護観察対象者等を雇用した事業者について、36件評価した。 |  |  |  |  | ◎ |
| * 公の施設の指定管理者の選定における取組

ハートフル条例第12条の２に基づき、府の公の施設の指定管理者選定において、大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、保護観察対象者等を雇用した事業者を評価することとしています。【治安対策課、行政経営課、施設所管各課】 | ４件の指定管理者選定案件（公募）において、協力雇用主として登録し、保護観察対象者等を雇用した事業者を評価する仕組を導入した。 |  |  |  |  | ◎ |
| * 府域に所在する国機関への働きかけ

府域に所在する国機関、とりわけ法務省の地方機関に対して、入札参加資格審査、総合評価方式一般競争入札などにおける優遇措置を導入し、協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすよう要請していきます。【治安対策課】 | 府域に所在する国機関における再犯防止に関する取組状況について調査を実施するとともに、取組の促進を要望し、併せて法務省に対しても府域に所在する機関が率先して再犯防止を取り組むよう要望した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼府による保護観察対象者等の直接雇用保護観察対象者等の円滑な社会復帰に向けて、大阪保護観察所から推薦を受けた保護観察対象少年等を府の非常勤職員として短期雇用し、就労の機会を提供しつつ、民間企業等への恒久的な就職へとつなげていく取組を実施します。　　　　　　　　　　　　【治安対策課】 | ５月下旬～７月上旬まで、非常勤職員として保護観察対象の少年を１名雇用した。 |  |  |  |  | ◎ |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ▼生活困窮者自立支援事業　一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して支援を行う就労準備支援事業においては、必要とする社会資源の開発や連携の仕組みづくりなどを効率的に実施するため、単独自治体で運営が難しい福祉事務所設置自治体を中心に、広域で実施できる体制を整えます。【地域福祉課】 | 府内11自治体が共同で「大阪府生活困窮者等広域就労支援事業」を実施した。 |  |  |  |  | ◎ |

## (2)　住居の確保

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼更生保護対象者への居住支援体制の充実「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（「住宅セーフティネット法」）」に基づき、更生保護対象者を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、入居を拒まない賃貸住宅の登録を進めるとともに、市区町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促進します。　　　　　　　　　　　【居住企画課】 | 新規1,852件を登録し、累計で44,589戸登録した。また、令和６年度は堺市にて新たに居住支援協議会が設立され、市区町村単位での居住支援協議会は府内で６つとなった。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼府営住宅への入居における配慮国土交通省からの通知「『再犯防止等の推進に関する法律』に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居について」（平成29年12月15日付国住備第120号住宅局長通知）において、同法の趣旨、地域の住宅事情等を総合的に十分勘案の上、犯罪をした者等の公営住宅への入居についての配慮や留意点が示されています。府営住宅への犯罪をした者等の入居に関しては、当該通知の趣旨や府営住宅の状況等も踏まえ適切に対応します。　　　　　　　　【経営管理課】 | 国土交通省からの通知の１部である保証人の取扱いについて、令和５年度から大阪府営住宅（公営住宅）の保証人を不要とした。引き続き通知の趣旨や府営住宅の状況等も踏まえ、検討を行っている。 |  |  |  |  | ◎ |

# ２　保健医療・福祉サービスの利用の促進

## (1)　高齢者又は障がい者のための取組

| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| --- | --- | --- |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼大阪府地域生活定着支援センター事業大阪府地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、刑事司法関係機関（保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士）や地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援等を実施し、その社会復帰及び地域生活への定着を支援します。【地域福祉課、大阪府地域生活定着支援センター】 | コーディネート業務・フォローアップ業務・相談支援業務により、延べ265件（前年度からの継続分141件を含む）の支援を実施した。また、被疑者等支援業務により、釈放前支援として延べ33件（前年度からの継続分4件を含む）、釈放後支援として延べ42件（前年度からの継続分18件を含む）の支援を実施した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼地域包括支援センターの機能強化支援市町村が設置している地域包括支援センターが、地域包括ケアの中核機関として、高齢者に対する総合相談支援、権利擁護、認知症対策、地域ケア会議の開催等の業務を円滑に実施していけるよう、研修の実施等を通じ、関係職員の資質向上を図ります。【介護支援課】 | ６回の研修を実施し、関係職員の資質向上を図った。■高齢者虐待対応市町村実務者研修　２回■介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ推進等研修　４回 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼認知症サポーターの養成認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支えていく役割を担う「認知症サポーター」について周知を図り、養成講座の受講を勧奨して、「認知症サポーター」の養成に取り組みます。【介護支援課】 | 府内市町村において、新規で44,389名の認知症サポーターを養成し、累計882,110名となった。 |  |  |  |  | ◎ |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ▼障がい者支援施設「つばさ」の運営障がい者支援施設　府立砂川厚生福祉センター「つばさ」において、概ね青年期の年齢にあり、家庭や地域において生活及び社会的な習慣やルール、対人関係などの習得が困難なため、触法行為等の反社会性のある行動が顕著で、地域での対応が困難な状態の知的障がい者に対し、入所支援、自立訓練、就労移行支援を実施します。必要に応じて、ソーシャル・スキルズ・トレーニング(SST)、アンガー・コントロール・トレーニング(Act)、性学習(Se)、窃盗回避プログラムといった特別支援プログラムを提供します。　　　　　　　【砂川厚生福祉センター】 | 次のとおり支援を行った。○入所支援30名○自立訓練24名○就労移行支援6名【特別支援プログラム】・SST 30名・ACT 30名・性学習プログラム６名・窃盗回避プログラム７名 |  |  |  |  | ◎ |

## (2)　薬物依存症者のための取組

| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| --- | --- | --- |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼薬物の乱用防止に関する総合的な対策の実施薬物の乱用を防止するため、国・府・市等関係機関で大阪府麻薬覚せい剤等対策本部を組織し、大阪薬物乱用第六次戦略（令和6年3月策定）に基づき、啓発対策、依存症者対策、取締対策を推進します。【薬務課】 | 薬物乱用防止に関する広報活動を次のとおり実施した。「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間：６月20日～７月19日広報強化月間期間：６月20日～７月19日麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動期間：10月１日～11月30日薬物乱用防止教室の開催335カ所　40,858名啓発キャンペーンの実施86カ所　 398,225名ホームページを通じた情報提供 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼依存症相談、家族教室、専門研修の実施大阪府こころの健康総合センターを依存症相談拠点支援センターとし、薬物をはじめとする依存症専門相談窓口を設けるとともに、薬物依存症の本人を支える家族を対象に薬物問題の正しい理解とその対応について学ぶ教室（薬物依存症家族サポートプログラム）を開催します。また、医療機関・関係機関の職員等を対象とした専門研修を実施し、薬物依存症の治療・支援等ができる人材の養成に取り組みます。【大阪府こころの健康総合センター】さらに、薬物をはじめとする依存症の相談拠点である保健所において、薬物依存症本人やその家族等への相談支援を実施するほか、薬務課においては相談窓口の案内を行います。　　　　【地域保健課、薬務課】また、大阪府警察では、「覚醒剤110番」において、覚醒剤に関する相談や情報の提供に対応します。【警察本部薬物対策課】 | 各機関において、次のとおり依存症に関する支援を行った。大阪府こころの健康総合センター・依存症専門相談窓口への相談：2,072件（うち薬物に関する問題　延べ373件）・薬物依存症家族サポートプログラム：12回のうち11回開催（１回は天候不良により中止）　延べ67名・本人向け集団回復プログラム：12回のうち９回開催（３回は参加者０名により中止）　延べ19名・医療機関職員専門研修：１回参加者55名・職員研修：対面・オンライン研修４回　 参加者180名オンデマンド型研修１回申込者143名大阪府保健所（９カ所）における相談支援　606件（延べ件数）大阪府警察「覚醒剤110番」　93件（令和６年中） |  |  |  |  | ◎◎ |
| ▼大阪アディクションセンター(ＯＡＣ)の運営依存症に関する府全体の大きなネットワークとして、府内の支援機関や団体が加盟する「大阪アディクションセンター」を設置し、加盟機関・団体が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援します。【大阪府こころの健康総合センター】 | 「大阪アディクションセンター」加盟の機関・団体が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援した。加盟期間・団体数　61OACミニフォーラム（交流会）の開催・保健所単位　９回・複数保健所合同　２回OAC交流イベントの開催・1回　参加者数　62名 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼依存症の医療提供体制の強化大阪府の精神科の基幹病院である大阪精神医療センターにおいて、薬物依存症等の相談並びに治療プログラムを提供します。　【(地独)大阪府立病院機構】また、「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」を選定し、薬物依存症の治療を提供できる専門医療体制の強化と、専門医療機関の周知を図ります。　　　　　　　　　　　　　　　【地域保健課】 | 「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」を選定し、ホームページ等で専門医療機関の周知を図った。また、医療従事者を対象とした研修を実施し、薬物依存症の治療を提供できる医療体制の強化を図った。 |  |  |  |  | ◎ |

# ３　非行の防止等

## (1)　非行の防止

| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| --- | --- | --- |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼大阪府少年サポートセンターの運営大阪府少年サポートセンターは、全国に先駆けた行政と警察の共同運営によるものであり、非行防止活動のキーステーションとして府内10カ所に設置しています。各センターには、警察本部が警察官と公認心理師等の資格を有する少年育成心理職を配置する「少年育成室」を、知事部局がケースワーカー（社会福祉職）を配置する「育成支援室」を設け、両室の連携の下、非行の未然防止や立ち直り支援等、少年の健全育成のための活動を行います。また、非行の低年齢化を防ぐため、中学生になる前段階の小学校高学年を対象として、非行防止・犯罪被害防止教室を実施し、規範意識の醸成や犯罪被害を防止するための啓発活動などを行います。【子ども青少年課、警察本部少年課】 | 「育成支援室」のケースワーカーによる少年への面談や、少年の関心や状況に応じた支援プログラムや体験活動等を実施し、延べ1212名の参加があった。「少年育成室」の公認心理師等による少年等に対する資質調査を837回実施した。また、非行防止・犯罪被害防止教室を980校において実施し、規範意識の醸成や犯罪被害を防止するための啓発を行った。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼少年非行防止活動ネットワークの活動支援少年非行防止活動ネットワークは、少年非行の未然防止を図るとともに、少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的に、青少年指導員、自治会、ＰＴＡ、市町村職員、教員等が参画する地域ネットワークです。府内の全市町村において構築されており、地元警察署や少年サポートセンター等とも連携して、巡回指導や声かけ活動を実施するなど、少年非行の未然防止等に取り組んでいます。府は、この地域ネットワークの活性化を図るため、研修や巡回への同行指導などの支援を行います。　　　　　　　　　　　　【子ども青少年課】 | 地域ボランティアの街頭巡回・声かけ活動に対する実践指導(同行指導)や、ネットワークにおける会議・研修のほか、活動に有効な教材や物品の提供などの支援を行った。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼少年補導協助員による立ち直り支援少年補導協助員制度は、中学生を中心とする非行グループ等に対して、民間有志のご協力を得て非行からの立ち直りに向けた指導を行うため、知事部局と警察本部が連携し、全国に先駆け昭和38年に設けた制度です。知事及び警察本部長が委嘱している少年補導協助員（約200人）が、１対１の面接指導や家庭訪問・学校訪問などの個人指導や、レクリエーション活動やグループカウンセリングなどの集団指導を行っており、少年の立ち直りを支援します。【子ども青少年課、警察本部少年課】 | 令和６年４月１日現在で、 190名の少年補導協助員を委嘱し、地区ごとに所轄警察署や学校等の関係者による補導連絡会を組織し、中学生を中心とした非行集団を早期に補導し、立ち直り支援を行った。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼青少年指導員による青少年の健全育成と非行防止青少年指導員制度は、地域における青少年の健全育成活動と非行防止活動を推進することを目的に設けられた制度であり、青少年指導員は市町村長又は市町村教育長により委嘱されます。青少年指導員は、子ども会等地域の青少年団体の育成指導、市民祭り等の行事の際のパトロール指導、街頭での啓発活動や青少年の相談などの活動を行っており、府はこれらの活動が効果的に実施されるよう側面から支援します。　【子ども青少年課】 | 令和６年８月１日現在で、府内で8,057名の青少年指導員が委嘱され、地域でのパトロール指導や街頭啓発活動を行った。また、指導員の資質向上のため、府が事務局となって大阪府青少年指導員連絡協議会を運営し、情報共有を行うとともに研修会を実施した。 |  |  |  |  | ◎ |

## (2)　修学支援

| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| --- | --- | --- |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼中途退学の未然防止に向けた総合的な取組高校中途退学の未然防止に向けて、府立高校全校で行う重点的な取組の方向性を「中高連携」「人間関係づくり」「基礎学力の向上」の３つに定め、平成22 年３月にガイドライン「中退の未然防止のために～１年生を中心とした取組の要点と具体例～」を作成しました。平成26 年度からは、生徒個々の状況に応じた適切な支援の充実のために、中学校までの学びや育みを引き継ぐことを目的とした「高校生活支援カード」を全校実施するとともに、福祉の観点からの支援の充実に向けてスクールソーシャルワーカーを配置しており、高校中途退学の未然防止に向けた総合的な取組を進めます。　　【高等学校課】 | 府立高校全校において、ガイドラインや「高校生活支援カード」を活用して中途退学の未然防止に向けた取組を実施した。令和６年度は、様々な課題を抱える生徒が多く在籍する府立高校122校にスクールソーシャルワーカーを配置した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼児童自立支援施設「修徳学院」における学習支援児童福祉法に基づき、不良行為を行い、又は行うおそれのある児童等を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的に設置された児童自立支援施設「修徳学院」では、院内に柏原市立桜坂小中学校を設置しています。学院職員と学校教員との連携の下、児童の能力・適性に応じたきめ細やかな指導を実施することで、入所中の児童に対して、学力保障、進路保障を中心とした自立支援を行っています。【修徳学院】 | 修徳学院では、院内に設置されている柏原市立桜坂小中学校との連携の下、児童の能力・適性に応じたきめ細やかな指導を実施し、入所中の児童（令和６年４月１日現在53名）に対して、学力保障、進路保障を中心とした自立支援を行った。 |  |  |  |  | ◎ |

# ４　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

## (1)　性犯罪者に対する取組

| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| --- | --- | --- |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」に基づく取組大阪府では、性犯罪の中でも、とりわけ子どもに対する性犯罪は、子どもの人権と尊厳を踏みにじり、身体的及び心理的に深刻な影響を与えて子どもの健やかな成長を著しく阻害するばかりでなく、その家族はもとより地域社会にも重大な影響を及ぼすことから、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現をめざし、平成24年10月に「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」を制定しました。当該条例では、13歳未満の子どもに対し、不安を与える行為及び威圧する行為等の禁止などを規定しているほか、18歳未満の子どもに性犯罪を行い、刑事施設に服役の上、刑期の満了の日から５年を経過しない者で府の区域内に住所を定めた者に対して住所等の届出義務を課すとともに、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行うことを規定しており、届出者の希望により心理カウンセリングを実施します。　　　　　　　　　　　　　　【治安対策課】 | 条例に基づき22名から住所等の届出があり、過年度からの継続分を含め、希望者10名に対し、計70回の心理カウンセリング等を実施した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼警察による再犯防止対策法務省の協力を得て、子どもに対する不同意わいせつ罪、不同意性交等罪などの性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者について、出所後の継続的な所在確認や面談など再犯防止に向けた支援を実施します。　　　　　【警察本部府民安全対策課】 | 法務省の協力を得て、子どもに対する不同意わいせつ罪、不同意性交等罪などの性犯罪により拘禁刑を執行された者について、出所後に所在確認を実施した。原則として、再犯防止措置対象者の住居を訪問し、対象者の同意を得た上で、面談等を行った。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼性犯罪者に対する心理カウンセリング支援制度【入口支援（実刑を受けていない方への支援）】［新規］盗撮や痴漢などの特定の性犯罪を行い、起訴猶予等の処分を受けた者を対象に、再犯を防止するための心理カウンセリング支援を実施します。【治安対策課】 | 問い合わせ件数51件があり、15名に対し心理カウンセリング等を実施した。 |  |  |  |  | ◎ |

## (2)　ストーカー加害者に対する取組

| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| --- | --- | --- |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼被害者への接触防止のための措置大阪府警察では、ストーカー規制法に定められた「警告」や「禁止命令等」を積極的に実施し、被害者への接触の防止のための指導を徹底するほか、加害者の保護観察実施上の特別遵守事項の把握に努め、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。【警察本部生活安全総務課】 | 事案に応じて危険性、切迫性を検討した上、ストーカー規制法に基づく、警告及び禁止命令等を積極的に講じた。令和６年中の相談件数：1,374件令和６年中の警告：211件令和６年中の禁止命令等：158件 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼ストーカー加害者に対するカウンセリング等精神医学的な治療や心理学的なカウンセリング等を受ける意思があるストーカー加害者に対して、精神科医療医師等と提携し、加害行為が精神疾患によるものであるかを判別し、その疾患に応じた適切な治療等へとつなげることにより、さらなるストーカー事案の発生の抑止を図ります。【警察本部生活安全総務課】 | ストーカー事案の加害者167名に対して医療機関受診を勧奨した（令和６年中）。うち、15名が精神科を受診し、治療を開始した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼ストーカー加害者に対する公費負担カウンセリング制度［新規］「警告」や「禁止命令等」の措置を講じた後も継続して行為を行うストーカー加害者のうち、治療に対する働きかけに同意したものの、経済的理由により医療機関への受診等を断念する加害者に向け、提携医療機関での公費負担によるカウンセリングを行います。　　　　　　【警察本部生活安全総務課】 | 制度の対象となる治療の働きかけに同意したものの経済的理由により医療機関への受診等を断念したストーカー加害者はいなかった。 |  |  |  |  | ○ |

## (3)　暴力団員の社会復帰に関する取組

| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| --- | --- | --- |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼関係機関・団体と連携した暴力団員の離脱支援の推進暴力団組織からの離脱を希望する暴力団員等に対して、（公財）大阪府暴力追放推進センター、矯正施設、保護観察所等と暴力団員の離脱に係る情報を適切に共有し、連携した離脱支援を行います。【警察本部捜査第四課】 | 矯正施設、保護観察所等からの支援要請に基づいて（公財）大阪府暴力追放推進センターと必要な情報を共有し、施設に赴いて面談を実施する等して、離脱支援を行った。離脱支援（11件） |  |  |  |  | ◎ |
| ▼関係機関・団体と連携した暴力団員の社会復帰支援の推進暴力団組織から離脱し、就労などの社会復帰支援を希望する暴力団員等に対して、（公財）大阪府暴力追放推進センター、職業安定機関等と暴力団員の社会復帰支援に係る情報を適切に共有し、協賛企業への就労、口座開設の調整及び義指の作製などの社会復帰支援を行います。　　【警察本部捜査第四課】 | （公財）大阪府暴力推進センターと連携し、職業安定所を始め協賛企業、銀行等に働きかけ、口座開設、就労、義指作成等各種社会復帰支援を行った。義指作成支援(３件) 口座開設、就労支援(10件) |  |  |  |  | ◎ |

## (4)　 薬物依存症者のための取組（再掲）・・・４～５ページ参照

# ５　民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進

| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| --- | --- | --- |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼保護司の人材確保支援保護司の人材確保を支援するため、府職員の退職者にパンフレットを配布するなどの取組を行います。　　　　　　　　　　　　　　【治安対策課】 | 本府ホームページで掲示している保護司の募集のページを更新し、また庁内ウェブページ「事業ＰＲ及びお知らせ」欄において、府職員に対して保護司募集について周知した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼更生保護サポートセンターに対する支援堺西更生保護サポートセンターの設置に当たり、泉北府民センターの一画を提供しています。【都市整備総務課】 | 堺西更生保護サポートセンターの設置に当たり、泉北府民センターの一画を提供した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼更生保護法人に対する支援 大阪府地方税法第37条の２第１項第３号に掲げる寄附金に関する条例（昭和26年大阪府条例第135号）に基づき、府内に事務所・事業所のある更生保護法人等のうち指定を受けた法人に対して個人が寄附を行った場合は、府民税の税額控除を受けられる制度の活用による寄附者の増加により、財源を確保し、活動の継続につなげるなど、更生保護法人を側面から支援します。　　【男女参画・府民協働課】 | 条例に基づき指定を受けた更生保護法人等に対して個人が寄附を行った場合は府民税の税額控除を受けられる制度の活用により、寄附者の増加による収入増を促して活動の継続につなげるなど、更生保護法人を側面から支援した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼「社会を明るくする運動」大阪府推進委員会への参加犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える「社会を明るくする運動」を府域において展開するために設置された「社会を明るくする運動」大阪府推進委員会に参加し、同運動を推進します。【治安対策課】 | 「社会を明るくする運動」大阪府推進委員会に参加し（委員長＝知事）、同運動の作文コンテストにおいて優秀な成績を収めた者を表彰するなど、同運動を推進した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼再犯防止啓発月間における広報・啓発再犯防止啓発月間については、同じく7月に、青少年の非行・被害の防止や暴走族の追放に向けた啓発活動等を行う「少年非行・被害防止強調月間、暴走族追放強調月間」と併せて、府民への広報・啓発活動に取り組みます。　　　　　　【治安対策課】 | 法務省作成の広報啓発用のポスター及びリーフレットを庁内に掲示・配架するとともに、府のホームページを通じて再犯防止推進月間に関するＰＲを行った。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼再犯防止講演事業再犯防止講演の開催を希望する市町村や団体等を募り、犯罪をした者等の社会復帰を支援する民間団体等と連携して講師を派遣し、府民理解の増進を図ります。　　　　　　　　　　　　【治安対策課】 | 高校、大学、市町村において、再犯防止講演を計６回開催し、府民理解の増進を図った。 |  |  |  |  | ◎ |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ▼大阪府地域生活定着支援センターにおける広報・啓発活動等刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等、又は矯正施設を退所した者で、高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする者への支援等について、大阪府地域生活定着支援センターにおいて、広く府民の理解を深めるため、研修会や勉強会等を開催します。【地域福祉課、大阪府地域生活定着支援センター】 | 地域生活定着支援センターにおいて、次のとおり研修会や勉強会等を開催した。・地域福祉支援検討会18回開催・福祉事業者巡回開拓23件実施・地域福祉研修　６回開催 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼福祉と連動する更生支援を通じた地域共生社会の実現［新規］被告人段階にある特に高齢者や障がい者が、拘置所に勾留されることで、外界との交流が遮断され、地域へ移行することが困難となる状況を補うパンフレットや動画等の作成と支援力強化を構築します。本人が犯罪行為や法に触れるような行動に目を向け、新たな生活に踏み出せるように気持ちを整えるため、支援者が本人の特性等を理解できるようにする様式を作成し、さらに、弁護活動の一環として福祉的支援を行う中で活用されている計画書の内容についてもシームレスな地域移行ができるよう改良を試みます。【地域福祉課、大阪府地域生活定着支援センター】 | 勾留中であっても気持ちを整えられるパンフレット等のサポートツールを作成した。また、支援者が本人の特性等を理解できるようアセスメントシートを作成した。それぞれの普及・改良を目的に次の活動を実施した。・サポートツール使用説明会　３回開催・サポートツール改良専門家検討会議　３回開催・アセスメントシート普及・改良専門家会議　３回開催・年度の活動報告と啓発を目的としたフォーラム　１回開催 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼国機関及び府内市町村との共催による企画展示［新規］法務省の地方機関や府内市町村と連携して、パネル展示及び再犯防止に関する講演会を開催し、再犯防止について広報・啓発を行います。【治安対策課】 | 再犯防止啓発月間（７月）に合わせて、７月17日～８月1日まで府民に広く再犯の防止について理解と関心の深めてもらうため、法務省大阪矯正管区及び東大阪市と連携して、大阪府立中央図書館で展示「『再犯防止ってなに？』」と講演会「子育ての失敗と回復。～立ち直り支援の現場から～」(７月28日)を実施した。 |  |  |  |  | ◎ |

# ６　国、民間団体等との連携強化

| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| --- | --- | --- |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（全国会議及び近畿ブロック会議）への参加法務省が主催する「地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会」に参加し、法務省等の国機関及び地方自治体との情報共有を図るとともに、連携を強化します。　　　【治安対策課】 | 法務省が主催する「地方別(近畿)再犯防止施策推進協議会（開催地：滋賀県）」に参加し、府域を管轄している法務省の地方機関との情報共有を図った。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼法務省近畿ブロック再犯防止実務担当者協議会への参加大阪高等検察庁、大阪矯正管区、近畿地方更生保護委員会及び大阪法務局が主催する「法務省近畿ブロック再犯防止実務担当者協議会」に参加し、府域を管轄している法務省の地方機関との情報共有を図るとともに、連携を強化します。　　【治安対策課】 | 議題の関係で「法務省近畿ブロック再犯防止実務担当者協議会」に参加する機会はなかった。 |  |  |  |  | 〇 |
| ▼大阪府再犯防止推進協議会の運営府内市町村や府域を管轄する法務省の地方機関等と連携して、再犯防止施策の推進や地域再犯防止推進計画の策定について情報共有を図ります。【治安対策課】 | 令和６年度は大阪府再犯防止推進協議会として、市町村の地域再犯防止計画を推進する勉強会を実施した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼民間支援団体等との連携府のホームページにおいて、加害者やその家族を支援している民間団体等を紹介していきます。【治安対策課】 | 府のホームページにおいて、加害者やその家族を支援している民間団体等を紹介するページを継続して公開した。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼市町村に対する支援府内市町村が再犯防止を推進するに当たり、府の取組に関する情報や国の関係機関等から得た情報の提供及び助言その他の支援を行います。【治安対策課 外】 | 府内市町村からの問い合わせ等に対応し、情報提供等を行った。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼被疑者等支援業務に関する会議への参加［新規］大阪府地域生活定着支援センターが主催する「被疑者等支援業務に関する会議」に参加し、大阪地方検察庁等の国機関及び大阪弁護士会等の民間団体との情報共有を図るとともに、連携を強化します。【治安対策課】 | 令和６年度は６回会議に参加し、各関係機関との連携強化を図った。 |  |  |  |  | ◎ |

▼大阪アディクションセンター(ＯＡＣ)の運営（再掲）

▼少年非行防止活動ネットワークの活動支援（再掲）

▼関係機関・団体と連携した暴力団員の離脱支援の推進（再掲）

▼関係機関・団体と連携した暴力団員の社会復帰支援の推進（再掲）　　　　　（略）

▼「社会を明るくする運動」大阪府推進委員会への参加（再掲）

▼府域に所在する国機関への働きかけ（再掲）

▼国機関及び府内市町村との共催による企画展示（再掲）

# ○推進体制

| 具体的施策 | 計画期間中の実施状況 | 計画期間中の実施状況 |
| --- | --- | --- |
| 令和６(2024)年度 | 令和７(2025)年度 | 令和８(2026)年度 | 令和９(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
| ▼再犯防止推進庁内連絡会議庁内関係部課等の職員で構成する本会議において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係部課等と連携し、計画の総合的な推進を図ります。　　　　　　〔構成〕関係部課等 | 令和６年９月に書面開催し、情報共有を図った。 |  |  |  |  | ◎ |
| ▼大阪府再犯防止推進協議会府域を管轄している国機関や関係民間団体の職員で構成する本協議会において、これらの機関・団体と連携し、必要に応じて学識経験者の意見等も伺いながら、計画の総合的な推進を図ります。〔構成〕国機関、民間団体、学識経験者 | 令和６年度は市町村の地域再犯防止計画策定推進する勉強会を実施した。 |  |  |  |  | ◎ |